

◎新潟県告示第340号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第9条第5項の規定によるほ場審査の基準及び方法を次のように定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、ほ場審査の基準及び方法（昭和63年3月新潟県告示第848号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 一般種子

(1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の1に規定するもののほか、次の表に掲げる事項を満たすこと。

審査項目 時期	異種株、異品種株及び 品種特性が明らかに変 異した変異株(以下「異 種株等」という。)	雑草	種子伝染性の 病害虫	その他の病害虫 及び気象被害	農作物の生育状況
第1期	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど被害のないこと。	特に異常な生育を示していないこと。
第2期	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど被害のないこと。	特に異常な生育を示していないこと。

注 第1期とは、稲、大麦、裸麦及び小麦については出穂期を、大豆については開花期をいい、第2期とは稲、大麦、裸麦及び小麦については糊熟期を、大豆については成熟期をいう。ただし、当該時期のみでは、適正な審査が実施できない場合は、別に時期を定めて行うものとする。

(2) 審査項目別判定基準

ア 異種株等

審査ほ場1単位ごとに、異種株等を1株も含まないこと。ただし、変異株については、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

イ 雑草

審査ほ場1単位ごとに、次の表に掲げる雑草を1株も含まないこと。

種類	雑草
稲	クサネム、ホタルイ
大麦、裸麦及び小麦	カラスノエンドウ
大豆	クサネム

ウ 種子伝染性の病害虫

審査ほ場1単位ごとに、次の表に掲げる種子伝染性の病害虫の罹病株を1株も含まないこと。

種類	種子伝染性の病害虫
稲	馬鹿苗病、線虫心枯病
大麦、裸麦及び小麦	黒穂病、斑葉病、条斑病、穀実線虫病
大豆	ウィルス病、黒痘病、紫斑病

エ その他の病害虫及び気象被害

審査ほ場1単位ごとに、被害の程度が2割以内であって、被害部分に適当な処置をすれば種子として使用に差し支えないと認められること。

オ 農作物の生育状況

審査ほ場1単位ごとに、生育が整一健全であって種子の品質の確保に支障がないと認められること。ただし、生育状況が不良な箇所が一部ある場合は、その箇所に適当な処置を行うことにより種子として使用に差し支えないと認められること。

(3) 審査の方法

ア 書類審査

生産等基準の1に規定する事項について、ほ場審査請求時に請求者から提出のあった当該事項の遵守状況を示す書類により審査を行い、遵守されていると認められるもののみ、次のイ及びウの審査を行う。

イ 達観審査

ほ場1単位ごとに周囲を回りながら、あぜから内方へ3メートル程度までの区域を注視し、又は適宜ほ場に入って自己を中心として半径3メートル程度の区域を注視して達観的に審査を行う。

ウ 抽出審査

イの達観審査により判定困難なものについてはほ場における畝をランダムに5か所（1か所につき、水稲及び大豆の場合は実株で20株、陸稲及び麦類の場合は1.5メートル間における茎数）以上を抽出して、精密な審査を行う。

2 原種及び原原種

(1) 基準

1の一般種子に同じ。

(2) 審査項目別判定基準

ア 異種株等

1の一般種子に同じ。

イ 雑草

1の一般種子に同じ

ウ 種子伝染性の病害虫

1の一般種子に同じ。

エ その他の病害虫及び気象災害

審査ほ場1単位ごとに、被害程度が1割以内であって、被害部を刈り取るか又は適当な処置をすれば種子として使用して差し支えないものは基準を満たしたものとする。

オ 農作物の生育状況

1の一般種子に同じ。

(3) 審査の方法

1の一般種子に同じ。